

※ 「成年後見人等となる方へのお願い」をまずお読みになってください。

## 誓 約 書

後見人，保佐人，補助人の職務や責任については，説明された書面を読んだり，ビデオを見て十分理解しました。

私が後見人，保佐人，補助人に選任されたときは，次の事項を遵守します。

- 1 本人の意思を尊重し，その心身の健康に配慮して最善の身上監護の事務を行います。
- 2 本人のために適正に財産管理を行い，その財産は本人のために計画的に使っていきます。
- 3 本人の財産を私や私の家族のために無断で利用しません。
- 4 本人の財産について疑問が生じないように，領収書類を整理したり，金銭出納帳をつけるなどしてきちんと記録します。
- 5 家庭裁判所から後見等の事務について，調査や報告，資料の提示を求められたときは，必ずこれに応じるとともに，その指示に従います。
- 6 身上監護及び財産管理について，大きな変動が予定される場合や，不明な点がある場合には，速やかに家庭裁判所へ連絡し，その指示に従います。

令和 年 月 日

署名

印

盛岡家庭裁判所 御中

勝手に行ってはいけないことの例

- ご本人の預貯金を，成年後見人等またはその家族のために生活費等として払い戻したり，解約して使用すること
- ご本人が被保険者や受取人となっている保険契約を解約したり，契約内容を変更すること
- ご本人名義の不動産について，次のような行為をすること
  - ・ 売却すること
  - ・ 建物を取り壊すこと
  - ・ 抵当権などの担保の設定をすること
  - ・ 名義を問わず，ご本人の土地に建物を建築すること
- ご本人の不動産を売却して受領した代金や，保険契約により受け取った保険金を使用すること
- ご本人の財産を他人に贈与したり，寄付をすること
- ご本人の財産を利用して，投機的な運用をすること
- ご本人名義で他人から借り入れすること
- また，ご本人を貸主として成年後見人等や他人が借り入れすること
- ご本人に不利益な遺産分割をすること